徳島県内水面漁場管理委員会指示第三号

捕することを禁止する。 の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四項

令和七年十月十七日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長

| 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面(公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面)

二 禁止する期間

令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- より知事の許可を受けた者が、 徳島県漁業調整規則(令和二年徳島県規則第八十八号)第四十三条第一項の規定に 当該許可の範囲内で採捕する場合
- ぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合 (当該国の機関又は地方公共団 日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合 体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。 し で、 以下同じ。 当該採捕を行う三 うな

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、 令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日までとする。